

第2次沖縄県離島振興計画

(昭和60年度～昭和66年度)

昭和60年9月

沖 縄 県

第2次沖縄県離島振興計画

目 次

第1章 総 説

第1節 計画策定の意義	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の目標	3

第2章 計画の基本方向

第1節 基本的課題	4
1 人口	4
2 産業	5
3 交通・通信体系	8
4 生活環境	9
第2節 振興の基本的考え方	10
1 産業の振興	10
2 交通・通信体系の整備	11
3 住みよい生活環境の確保	11
4 美しい自然環境と文化財の保護	11

第3章 部門別振興方策

第1節 産業の振興	12
1 農業	12
2 林業	15
3 水産業	15
4 観光	17

5 地場産業および地域産業おこし	18
第2節 交通・通信体系の整備	19
1 航空交通	19
2 海上交通	20
3 陸上交通	21
4 通　信	21
第3節 水資源の開発	22
第4節 生活環境施設等の整備	22
1 保健・医療	22
2 教育・文化	23
3 社会福祉	24
4 水　道	26
5 電　気	26
6 環境衛生	27
7 消防・防災	27
8 公園・緑地	28
9 公営住宅	28
第5節 自然環境と国土の保全	28
1 自然環境の保全	28
2 国土の保全	29

第4章 圏域別振興方策

1 北部圏域	30
2 中・南部圏域	33
3 宮古圏域	38
4 八重山圏域	42
むすび	47

第1章 総 説

第1節 計画策定の意義

本県は、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルにおよぶ広大な海域に散在する多くの島じまからなり、わが国有数の離島県である。沖縄振興開発特別措置法による「離島」は（沖縄本島と橋で結ばれた島を除く）58島で、うち有人島が41島で、無人島が17島（昭和55年国調）である。

これら離島の面積は、県土2,253.51平方キロメートル（昭和59年10月1日現在国土地理院）の約46パーセント（1,026.46平方キロメートル、沖縄県企画開発部）で、人口は、県人口（1,106,599人昭和55年国調）の約12パーセント（132,369人）を占めている。

離島の振興については、これまで「沖縄振興開発計画」および「沖縄県離島振興計画」等に基づき諸施策が積極的に推進され、社会資本の整備を中心に各方面にわたり相当の成果をあげてきた。

しかしながら、離島のもつ地理的・自然的条件の不利性なども相まって、自立的発展のための基礎条件の整備はいまだ十分でなく本島との格差は依然として解消されていない分野もある。さらに、長年にわたる人口流出の結果、生産年齢人口の減少や高齢化などによる社会的、生産的機能の低下もみられ、離島を取り巻く内外情勢は依然として厳しい状況にある。

このような中で、昭和55年に「過疎地域振興特別措置法」、昭和57年に「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」が適用され、それぞれの法律に基づく計画が策定されたこと、

また、昭和57年に「第2次沖縄振興開発計画」が策定されたことなど、離島行政をめぐる状況が大きく変わり、今後の離島振興の方策について検討することが必要となってきた。

さらに、地域の特性を生かした特産品づくりなどの自立的な地域づくりの気運が高まりつつある。また、高度情報システムの構築を図る動きなど離島の振興に新たな展望がみられつつある。

したがって、今後の離島振興を進めるに当たっては、前期計画の総点検結果をふまえるとともに、経済社会の変化に対応した施策の導入や諸制度の有効活用を図って産業の振興、交通・通信体系および生活環境施設等の整備などを積極的に進める一方、住民の創意工夫、自助努力により住みよい活力のある地域づくりを図る必要がある。

このような基本認識に基づき、離島の将来を展望し、その振興方向と施策の在り方を明らかにするため「第2次沖縄県離島振興計画」を策定するものである。

第2節 計画の性格

この計画は、「第2次沖縄振興開発計画」の基本方向にそって離島の振興を図るために策定されるもので、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県にとっては、施策の基本となるものであり、市町村、民間部門等においては、その自発的活動の指針となるものである。

第3節 計画の期間

この計画は、昭和60年度を初年度とし、昭和66年度を目標年度とする7か年計画とする。

第4節 計画の目標

この計画は、それぞれの離島のもつ地理的・自然的条件に配意しつつ、本島との各方面にわたる格差を是正し自立的発展を図るための基礎条件を整備することにより、明るく豊かな活力ある地域社会を実現することを目標とする。

第2章 計画の基本方向

第1節 基本的課題

本県の離島は、本島に接近する離島と本島から遠くはなれている離島からなりたっており、環海性、狭小性、隔絶性といった特殊事情から派生する制約を背景に、その経済・社会は停滞的状況にある。

離島の総人口は、昭和50年と昭和55年を比べると増加しているが、これは一部の離島で増加しているものの他の離島においてはなお減少が続いている。さらに年齢構成の不均衡は本島に比べ著しい。

また、生産や生活の面では、これまでの離島振興施策によって産業基盤、交通・通信体系、生活環境等が整備されてきたが、依然として本島の整備水準に比べて低い状況にある。

さらに、離島はその自然的条件や独特の文化、すぐれた自然景観等において魅力ある地域でありながら、その有利性は十分生かされていない。

このような中で、ふるさとの良さを改めてみなおし定着する若者が増えつつあるなど、明るいきざしも見られる。これらの若者を含めて離島住民が安心して定住できるようにするために、就業の場の創出をはじめ、産業基盤、交通・通信体系、生活環境等の整備など、島じまの特性に応じた総合的環境づくりとあわせて離島住民の自助努力による島の振興こそが今後の重要な課題である。

1 人 口

離島人口は、昭和35年の176,603人をピークに減少に転じた。昭和35年から昭和40年の5年間に4.5パーセント減少し、昭和40年から昭和45年は15.7パーセントと過去最高の減少となったが、昭和45年から昭

和50年は9.2パーセント減と鈍化し、昭和50年から昭和55年は4.0パーセントの増加に転じた。そのなかで大きく増加に転じたのは宮古島、石垣島でその他の離島は横ばいないしは減少傾向が依然として続いている。さらに昭和55年国勢調査における離島の人口構成は、65歳以上の占める割合（老人人口比率）は、11.6パーセントで本島の7.2パーセントに比べわめて高い比率となっている。

したがって、高齢者対策はもちろん、就業の場を創出し、若者をはじめ離島住民が安心して定住し得る環境をつくり出すことが基本的課題である。

2 産 業

離島における産業別就業者の構成比は、昭和55年において第1次産業が35.5パーセント、第2次産業が19.3パーセント、第3次産業が45.0パーセントで離島においても第3次産業が主体となっている。これは人口の多い宮古島、石垣島および久米島などにおいて観光関連サービス業や卸・小売業の就業者が増えたためである。

第1次産業においては、農漁業基盤の整備と併せてそれぞれの離島の自然条件に適した栽培作目や家畜の導入、水産業の振興および生産物の出荷のため流通機構の整備など近代的な農漁業経営の確立を図る必要がある。

第2次産業では、食料品製造業、伝統工芸産業など地場産業の振興を図るとともに新たに地場の産物や未利用資源を活用した産業の育成を図る必要がある。

第3次産業では、観光関連サービス業や卸・小売業が中心となっている。特に一部の離島では観光客の増加とともに観光関連サービス業の伸びが大きい。観光は夏場を主体とする季型観光となっているの

で、これを年間を通じて観光客が訪れる通年型観光にすることが重要な課題である。また、観光客の少ない離島についても条件整備を進め、観光による地域振興を図る必要がある。

(1) 農業

離島の農業は、本島に比べて農業生産基盤の立ち後れや流通体制および農業就業者の高齢化など農業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

そのため、農業用水の確保や場条件の整備、農道の整備をはじめとする農業生産基盤の整備を図るとともに、地域の自然条件に合った作目の振興および農用地の流動化、流通条件の整備等により農業後継者の育成・確保を図っていくことが重要な課題である。

(2) 林業

離島は台風等の自然災害により農産物の被害を受けやすい立地条件にあり、防風・防潮林の整備をはじめ森林の多目的機能を強化する必要がある。特用林産物は一部の離島で小規模に行われているが、その生産はきわめて低い状況にある。そのため、諸生産基盤の整備を促進し特用林産物の振興を図る必要がある。

(3) 水産業

離島における水産業は、漁場環境が比較的良好であることから、生産の伸長が期待されるが、生産基盤の整備や流通条件の整備の立ち後れ、漁業就業者の高齢化等の問題を抱えている。

そのため、今後の水産業の振興に当たっては、漁港および関連施設の整備、流通条件の整備ならびに増養殖漁業の促進を図るとともに地域の実状に応じた営漁形態を確立することにより漁業後継者を育成することが重要な課題である。

(4) 地場産業

離島には、砂糖製造業、パインアップル缶詰製造業、泡盛製造業、水産食料品製造業等の食料品製造業と織物などの伝統工芸産業等が立地している。

砂糖製造業は、離島の経済を支える重要な産業となっている。原料のさとうきび生産は総じて増加傾向にあるが、一部地域においては依然として適正操業の確保が困難な状況にある。

また、離島地域は、自然環境が厳しいため原料生産が不安定であるうえに工場規模が小さい等のため、コスト高となるなど不利な条件下にある。

したがって、原料さとうきびの安定的生産を図るための土地基盤整備を始め、製品歩留りの向上、経営の合理化等によりコスト低減を図ることが重要である。

パインアップル缶詰製造業は、八重山圏域における主要な産業となっているが、缶詰原料の不足それに伴う製造原価の割高、また外国産パイン缶詰との競合などの問題がある。

したがって、今後安定的な操業を図るため、原料の増産、品質の向上、経営の合理化等によるコストの引き下げ、販路の積極的な開拓などが必要である。

泡盛製造業は、島の主要な産業となっているが一般的に経営規模が小さく稼動率はそれほど高くない。製品の一部は本島などにも出荷されているが、原料および製品の運送コストが割高となることもあって地元の消費が中心となっている。

今後、泡盛製造業の振興を図るためにには、経営の近代化、品質の維持向上等生産体制を強化するとともに流通の合理化等をすすめ島

外市場の拡大に努める必要がある。

伝統工芸産業については、家内工業的で生産基盤もきわめて弱く、そのうえ、原材料の安定確保や流通機構および技術保持者の高齢化による後継者の育成・確保などの問題がある。

したがって、生産体制の強化、後継者の育成、市場の拡大に努める必要がある。

(5) 観光レクリエーション

余暇利用の増大等に伴い、観光レクリエーションの需要が増大してきており、その適地を持つ離島は観光開発において高いポテンシャルを有している。

今後は、夏季利用中心の一季型から通年型観光への転換を図るため、海洋レクリエーション活動の推進および自然環境を生かした滞在・保養型観光の推進が重要な課題である。

そのため、自然環境との調和に留意しつつ観光レクリエーションの場の形成を図ること、および農業をはじめとする第一次産業や地場産業との連携を深めることが必要である。

3 交通・通信体系

離島と本島および離島相互間の交通は、一部の離島における空港設置、高速船の導入等により所要時間が短縮され、隔絶性が軽減されている。また、本島や離島間の架橋が計画的に実施され離島苦解消が図られてきた。

しかしながら、海上交通に依存する多くの離島では、定期船の高速化、大型化等に伴う港湾施設の整備を図る必要がある。

さらに、離島住民の生活水準の向上、産業活動および情報化の進展等により、その活動範囲が拡大しており、これに対応した交通網の広

域化、交通手段の高速化は高まってきている。

このような現状をふまえ、今後は航空、海上交通および架橋等を含めた島内交通を体系的に整備し、本土および本島の幹線交通網との有機的な連携を図ることが重要である。

また、通信は、電話等の通信手段の普及により、その利便性は本島なみになったが、料金に遠近格差があるため、離島住民の大きな負担となっていて、その早急な改善が必要である。

4 生活環境

日常生活に最も必要な電力および水道は、一部離島を除いてほぼ本島なみに普及した。しかしながら、水道については安定的供給や水源対策、水質の改善等の課題がある。また、廃棄物処理施設、下水道、公園等の整備を進めてきたが整備水準はまだ低い状況にあり、引き続きその充実を図る必要がある。

離島における高齢化等に対応するため、離島の実状に応じた社会福祉の充実を図る必要がある。さらに、地域社会の活性化を図るため、その核となるコミュニティ施設の整備も重要である。

離島医療は、民間医療機関の進出が少なく県立病院および診療所、また、市町村立診療所などの公的医療機関が中心になって医療サービスを行っているが、医師の絶対数の不足から無医地区、無歯科医地区の離島も存在している。さらに、介輔、歯科介輔が高齢化していることと併せて耳鼻咽喉科などの特殊診療科目の専門医師の確保が困難な状況にあり、離島住民の医療需要を十分満たしていない。

したがって、医療従事者の確保、診療所等の施設整備、医療情報システムの活用等による保健医療の充実を図ることが重要な課題である。

義務教育施設は、水泳プールの整備が後れていることや、児童生徒

数の減少に伴う学校の統廃合等が今後の課題となっている。

第2節 振興の基本的考え方

離島の振興にあたっては、自立的基礎条件の整備を図りつつ、離島のもつ地理的・自然的条件等を積極的に活用し、産業の振興と生活環境等の整備を図り、調和のある地域社会を形成することを目標とする。そのため島の実状に即して諸施策を推進する。

1 産業の振興

(1) 農林水産業

農業については、それぞれの地域特性に即した生産基盤の整備、農用地の高度利用、適作目の開発導入を図るとともに、流通条件の整備に努め、農業の振興を図る。

林業については、防災や水源かん養等森林のもつ多面的機能の強化を図るため造林に努めるとともに特用林産物の生産振興を図る。

水産業については、生産基盤の整備および流通条件の整備等に努め島じまの特色を生かした水産業を振興する。とりわけ栽培漁業技術の開発・普及に努め、離島の立地特性を生かした増養殖漁業の振興を図る。

(2) 観光

観光については、自然環境との調和を図りつつ、観光客の受入体制を整備充実し、亜熱帯海洋性気候を生かした通年型、滞在・保養型観光の振興を図る。

(3) 地場産業

食料品製造業、伝統工芸産業等の地場産業については、生産技術の向上、経営の合理化、後継者の育成、作業の共同化等生産体制の

充実を図るとともに、消費市場の拡大に努める。あわせて、地域の産物、未利用資源等を活用した新たな地場産業の振興に努める。

2 交通・通信体系の整備

(1) 交 通

航空交通については、旅客および生産物輸送の需要拡大に対応する空港の整備と機材の大型化を促進する。

海上交通については、船舶の大型化、高速化等を促進するとともに、港湾施設の整備を図る。

陸上交通については、循環線など主要道路を中心に整備する。さらに架橋を計画的に建設し、隔絶性の軽減に努める。

(2) 通 信

通信については、高度情報化社会に対応する離島INSを構築し、農業、観光、医療、行政に関する情報を収集し、地域の発展に資する。また、電話料金の遠近格差の解消に努める。

3 住みよい生活環境の確保

生活環境施設等の整備については、電気、水道、廃棄物処理、保健医療、福祉、教育等を地域の実状に応じて推進する。とくに保健・医療については、無医地区の医療の確保に努めるとともに、医療情報システムの活用等により地域住民の健康の保持増進に努める。さらに老人福祉については、離島住民の高齢化に対応したきめ細かな施策を推進する。

4 美しい自然環境と文化財の保護

自然公園、天然記念物等、自然環境と各地に残る伝統行事、文化財等は県民共通の財産として、その保護継承に努める。

第3章 部門別振興方策

第1節 産業の振興

1 農業

離島の自然条件を生かした農業を振興するため、地域特性に応じた作目の導入や農業基盤整備を推進する。また、農用地の流動化施策による高度利用、経営規模の拡大を図り農業後継者および中核農家の育成に努める。

さらに、肉用牛の生産供給基地の形成を図る一方、農業振興上大きな阻害要因となっている特殊病害虫については、全地域からの根絶を達成し併せて生産出荷体制の強化を図る。なお、冬春期における県外出荷野菜・花き等の供給基地確立に向けた産地形成を進めるとともに、島内における野菜の安定確保に努め自給率の向上を促進する。

農業生産の安定的な拡大により農家所得の向上に努める一方、農村生活環境を整備して地域活性化を図る。

(1) 農業生産基盤の整備

離島における農業生産の拡大を図るため、それぞれの地域特性に応じた農業基盤の整備を積極的に推進する。特に、農業用水の安定確保を図るため、ダム、溜池等を建設し、生産性の高いかんがい農業や機械化農業を促進する。さらに、草資源の高度利用による肉用牛の振興を図るため、畜産基地建設と草地開発事業を推進する。一方、開発に伴う土砂流出や台風などの災害を防止するため、防風・防潮林の整備や農地防災対策等に努める。

(2) 農用地の高度利用

農用地の高度利用を図るため、農業振興地域内における優良農用

地の保全確保と零細かつ分散的な低利用農地の集団化や農外資本による買い占め地、不在地主等の遊休農用地の活用を図り、中核農家の経営規模の拡大に資する。

また、傾斜地等の農用地については、採草放牧地としての利用を図る。さらに、単一作目の連作や塩類集積等による土壤悪化を防ぐため、耕種と畜産の有機的な結合による地力の維持増進を図りつつ、合理的な輪作体系を確立する。

(3) 流通条件の整備

農産物の県内市場への安定的供給と県外出荷に向けた産地形成を促進するため、出荷施設や加工処理施設、貯蔵施設等を整備する。また、航空輸送や船舶輸送等効率的な輸送手段の安定確保を図る。さらに、ニューメディアを駆使した流通ネットワークシステムの開発・導入により的確な市場流通情報の収集に努め、新たな販路開拓と併せて県内外市場の動向に即した計画的な出荷体制を確立する。

(4) 地域特産物の振興

地域特産物の振興を図るため、基幹作目であるさとうきびについては、収穫機をはじめ生産省力化機械の導入を進めるとともに優良品種の開発普及など生産性の向上と製糖業の経営改善による製造コストの低減など経営の安定を図る。肉用牛については、草資源の高度利用による生産の拡大を推進し食肉の供給基地の形成に努める。

また、パインアップルについては、外国産製品との厳しい競合関係にあるため、より一層の生産性向上と加工面における合理化を促進し競争力の向上に努める。

一方、野菜、花き等については、温暖な亜熱帯の自然条件を生かし、冬春期における県外市場への供給基地をめざした産地形成に努

めるとともに、出荷体制を確立する。また、葉たばこ、水稻、養蚕、熱帯果樹等についても複合経営作目として、それぞれの地域に応じた生産振興を促進する。

さらに、新たな地域特産物の開発を促進するとともに、地域住民をはじめ市町村、農協、商工会などによる農産物、農産加工品、盆栽等の展示、即売を目的とした産業共進会等を開催し、地域農産物の一層の振興に努める。

(5) 農業技術の開発と普及

地域特性を生かした農業の振興を図るため、農業技術の高度化・多様化に対応した試験研究の拡充強化と農業改良普及所、市町村、農協等の指導体制を強化する。また、優良種苗・種畜等の開発・導入を図り、地域に適した作目の導入と栽培・飼養技術および加工技術の向上を目指す。

さらに、土地条件に適した農業用機械・施設の開発・導入や病害虫防除技術の向上に努める。

一方、試験研究成果の迅速な普及と的確な指導を推進するとともに、新しい農業技術情報の提供に努め農業従事者の意欲と創意工夫の高揚を図る。

(6) 活力ある農村環境の整備

住みよい活力ある豊かな離島農村社会を建設するため、農業生産基盤と生活環境施設等を一体的に整備し、農業に従事できる生産と生活の場の形成を図る。さらに、農業後継者の育成と若年層が定着し得る就業の場の確保など各種施策を総合的に推進し、農業従事者が誇りと生きがいを持って定着し得る農村環境の整備を図る。

2 林業

(1) 造林および林道の整備

離島は地理的条件や防災林整備の立ち後れなどがあって、農作物が被害を受けやすい条件下にある。そのため農業基盤整備と一体的に、防風・防潮林等の防災林の整備や水源かん養林等の造林を積極的に推進する。また、天然林の保護育成などを積極的に進めるとともに観光レクリエーションにも配慮した森林の多目的機能の強化を図る。

さらに、林道の開設改良等林道網の整備拡充を図る。

(2) 特用林産物の振興

県内におけるシイタケ、キクラゲ等特用林産物の需用は多いが、離島における生産は低い状況にある。そのため、シイタケ原木林の造成と特用林産物の生産振興に努める。

3 水産業

離島の周辺海域は比較的汚染が少なく、亜熱帯海域特有の多種多様な水産動植物の生育環境に恵まれているため、水産業が発展する可能性は大きい。

そのため、引き続き漁港および関連施設の整備をはじめ沿岸漁場の整備開発、栽培漁業の推進、流通条件の整備、水産加工処理施設の整備、後継者の育成・確保等島じまの実状に応じた漁業の振興を図る。

(1) 漁港および関連施設の整備

漁港については、漁業の振興を図るために漁港機能の充実強化に努める。また台風や荒天時における避難が可能な漁港についても、その整備を推進する。

さらに、製氷施設や冷凍冷蔵施設、漁具倉庫、網干場等漁港関連

施設等についても整備充実を図る。

(2) 沿岸漁場の整備開発

離島の周辺海域は、漁場造成の適地に恵まれている。そのため人工魚礁の設置、増養殖場の造成等沿岸漁場の整備開発を積極的に推進して、魚介類の生産拡大を図る。

(3) 栽培漁業・内水面養殖業の推進

離島の周辺海域における資源管理培養型漁業の推進を図るため、有用魚介類の種苗生産や種苗放流技術等の開発・普及を推進する。

さらに、養鰻業の経営の安定を図るため、漁協組織の育成強化に努める。

(4) 南方基地かつお漁業

南方基地かつお漁業の安定的操業を確保するため、経営基盤の強化を促進するとともに、南方諸国との友好関係を基礎とした漁業研修生の受入れを推進する。

(5) 流通条件の整備

離島における水産物の流通条件を改善し、それぞれの地域に即した流通体制を確立する必要がある。そのため、漁協組織の強化と併せて漁業根拠地における冷凍、冷蔵施設の整備拡充を図る。また、海・空路の輸送手段を用いて、価格動向に即した県内外市場への安定供給に努める。

さらに、島内における水産物の自給率の向上に努めるとともに、観光産業と連関させた需要の拡大や水産加工品の開発等により水産物需要の増大を図る。

(6) 水産加工処理施設の整備

水産物の処理加工を促進するため、加工処理施設の整備拡充、水

産物貯蔵施設の整備を図る。また、加工技術の改善、新たな水産加工品の開発を促進し、加工業の周年操業の確立に努める。

(7) 漁業後継者の育成・確保

漁業後継者の育成を図るため、生産基盤等の整備をはじめ、栽培漁業の導入、流通条件の整備、加工業の育成など総合的な水産振興施策を推進し、魅力ある漁業環境の醸成に努める。

4 観光

観光振興については、一季型から通年型および滞在・保養型観光へ転換を図るとともに、自然保護との調和に配慮しながら、観光レクリエーション地域づくりを進めることが必要である。このため、広域観光ルートの形成や、恵まれた自然環境と貴重な文化遺産を適正に保全、継承するとともに、各離島の特色を生かした観光資源の開発を図るなど、多様化した観光レクリエーション需要に対応できる内容豊かな魅力ある観光地づくりに努める。

また、地場産物を活用した土産品、郷土料理等の開発を促進し、観光の振興が地域全体の活性化に結びつくように努める。

(1) 観光客受入体制の強化

観光客の増大に対応したホテル、民宿等宿泊施設の整備をはじめ、空港、港湾、道路等、交通網の整備による輸送体制の確立と、本島と離島間はもとより離島と離島間を有機的に結びつけた広域観光ルートの形成を図る。

さらに、観光客のニーズに対応した海洋性スポーツ・レジャー等の各種イベントの開催や関係団体によるキャンペーンを実施し、観光客の増大に努める。一方、観光情報ネットワークを確立し、観光案内等情報網の整備を図る。

また引き続き経営者、従業員の研修の強化と併せて住民の協力体制の充実を図る。

(2) 観光施設等の整備

亜熱帯海洋性の自然特性を生かした観光資源の開発整備や海水浴場、マリーナ、海浜公園等の海洋レクリエーション施設およびゴルフ・ゲートボール場などスポーツ施設の整備を促進する。さらに、観光案内標識、探勝遊歩道、駐車場、展望台等、観光施設の整備を図るとともに、観光地や公園周辺の修景緑化を進め環境の美化に努める。

(3) 観光関連産業の充実強化

観光と農林水産業、地場産業との連携を強化し、生鮮食料品や土産品等の地域内での安定的な供給が図られるよう、食品加工業、土産品製造業、伝統工芸産業等、観光関連産業の充実強化を図る。

5 地場産業および地域産業おこし

(1) 地場産業

砂糖製造業、パインアップル缶詰製造業については原料の安定的生産を図るため、土地基盤整備事業等を始め、優良品種の導入、改良、栽培技術の改善等による生産性の向上に努めるとともに、経営改善等による製造コストの低減および質的向上による競争力の向上を図る。

泡盛産業については、原料米の安定確保を図るとともに経営の合理化により製造コストの低減や品質の向上を図る。さらに新たな市場の開拓を促進し経営の安定化に努める。

伝統工芸産業については、既存の伝統工芸センター等の有効活用による作業の共同化、協業化を促進する。さらに後継者育成制度の

拡充、技術水準の向上、原材料の安定確保、指導体制の充実を図るなど生産体制を強化するとともに、市場の開拓や流通機構の整備に努める。

(2) 地域産業おこし

離島が魅力ある地域として、若者をはじめ地域住民が生きがいをもって定住していくためには、産業基盤、交通・通信体系、生活環境施設等の基礎条件の整備とともに、地域の主体性と創意工夫にもとづく地域産業おこしを推進し、就業の場の確保、拡大に努める必要がある。

地域産業おこしには、地域の資源を活用するもの、伝統的な技術を活用するもの、新たな特產品を開発するものなど多様な形態があるが、その推進にあたっては、地域の実状に即し、物的・人的な資源や技術・技能を活用して産業化に努める。また、それぞれの島の立地条件を活用した企業の導入等を促進する。

しかし、産業化にあたっては、活用する資源の選択・市場のニーズおよび流通の問題、企業化を推進する人材の育成等、克服すべき多くの課題がある。

そのため、地域の人々が英知を結集し連帯して地域産業おこしを進めることができるよう、人材の育成、情報の収集、市場の調査、新製品の開発、販路の開拓等を促進する。

第2節 交通・通信体系の整備

1 航空交通

本県は、わが国有数の離島県という特殊事情から全国で最も多い地方空港が設置されている。広い海域に散在する離島と離島間および離

島と本島間を結ぶ航空交通は、離島苦の解消と地域産業の振興等に大きく寄与している。近年、住民の生活水準の向上および観光客等の増加に伴い航空需要はますます旺盛になっている。

したがって、これらに対処するために、既存空港の拡張整備および機材の大型化並びに便数の増加を図る。

空港の設置されていない離島についても、今後の経済社会の発展等に伴う航空需要の動向を参酌しつつ新空港の開設を検討する。さらに、今後の観光需要の増大や農産物等の流通条件の改善のため、離島と本土との航空路開設を検討する。空港の安全性の向上を図るため、必要に応じ航空保安施設の整備を進める。

2 海上交通

港湾は、離島と本島、離島相互間の交通および流通の結節点として重要な役割を持ち、なかでも貨物は海上交通に依存することが大きく、離島における産業の振興や住民生活の安定にとって、最も基本となる施設である。今後、地域産業の進展と船舶の大型化、フェリー化により、港湾取扱い貨物量等の増加が見込まれる。そのため、貨物量の増加、船舶の大型化に対応した港湾施設の整備を図るとともに、船舶の安全航行および安全停泊を目的とした外郭施設、けい留施設、水域施設の整備を推進する。

また、港湾利用者の利便を図るための待合所や休憩所、緑地の整備を図る。

離島航路は、31の離島を31の定期航路で結び、離島住民の人的・物的輸送の確保に大きな役割を果たしている。そのため、経常利益の生じない航路事業者に対しては、引き続き離島航路補助事業による助成措置を実施し、離島航路の維持・改善に努める。

3 陸上交通

(1) 道路

離島における道路の整備状況は、県道および市町村道の改良率、舗装率とも改善されてきたものの、地域住民の生活上必要度の高い市町村道については、非離島と比較すると依然として整備の後れがみられる。そのため、近年モータリゼーションの伸展に伴い交通量の増加が見込まれることから、島内一周道路や主要幹線の整備を推進する。特に過疎地域町村の離島における基幹的な町村道については、県代行事業として整備を図る。

なお、離島の隔絶性を軽減し住民生活の利便および産業振興を図るため、離島と本島間、離島相互間の架橋を計画的に推進する。

(2) 交通の確保

路線バスは、地域住民の交通の確保に重要な役割を果してきた。そのため、引き続き地方バス路線を維持するため補助事業を実施し、路線の運行維持を確保する。

さらに、交通の安全を確保するため、交通安全施設の整備を推進する。なお、離島住民の利便性を確保するため運転免許の出張試験を実施する。

4 通信

電話は、日常生活に欠かすことのできない重要な通信手段であることにかんがみ、これまで整備促進を図ってきたところであるが、大半の離島は那覇市から遠隔地にあり、通話料金の負担が大きい。そのため、通話料金の遠近格差の是正を促進する。

テレビジョン放送については、NHKは沖縄全域で放送を実施しているが、民放は沖縄本島および電波の届く周辺離島のみの放送であり、

南・北大東島、宮古・八重山地域においては民放の同時放送は実現されていない。

したがって、南・北大東島および宮古・八重山地域における同時放送については、その可能性について検討する。さらに、市町村防災無線施設の未整備市町村については、その整備を促進する。

また、近年の通信需要の高度化、多様化に対応した離島地域高度情報通信システム（離島INS）を構築し情報格差の是正に努める。

第3節 水資源の開発

離島における生活用水および産業用水の確保を図るため、地下水の調査を進めるとともに、海水の淡水化や多目的ダム、地下ダム、溜池等の建設を促進する。

第4節 生活環境施設等の整備

1 保健・医療

医療については、離島住民の医療を確保するため、国費沖縄学生制度、自治医科大学による医師の養成を始め、巡回診療および派遣医師制度の活用を図るとともに医療施設の整備に努める。また、特殊診療科目の設置、患者輸送車（艇）、ヘリコプターなどによる急患輸送体制の充実強化を図る。

とくに、高齢化社会に対応した老人医療の確保に努める。

保健については、離島住民の疾病予防、治療、機能訓練等の保健事業を円滑に推進するため、保健所、保健婦駐在所等の施設整備および医師の確保、保健婦の適正配置等を図るとともに離島市町村の保健事業の強化に努める。

一方、離島における包括的な保健医療を確立するため、診療所と中核病院および保健所との連携を強化するとともに、医療情報システムを活用し離島における保健医療の充実を図る。

2 教育・文化

離島における教育の充実を図るため、学校教育施設、教育機器、社会教育施設、社会体育施設等の整備を進めるほか、学校規模の適正化や地域の特性を生かした学校づくりを推進する。また、社会教育・社会体育指導者の養成確保に努める。

(1) 学校教育

学校教育施設については、一般校舎、屋内運動場（体育館）および幼稚園舎等が着実に整備されてきた。しかし、特に小中学校における水泳プール、学校給食施設については、整備率が低いため引きつづき整備を促進する。

また、児童生徒数の減少により複式学級の運営がなされている小中学校については、地域住民の意志を尊重しつつ、統合など学校規模の適正化を図る。

さらに、地域の実状に応じてスクールバス、教職員住宅等の整備など教育環境の改善に努める。

(2) 社会教育

社会教育の拠点となる公民館、図書館等の整備は非離島に比べ立ち後れているので、引き続き計画的に整備を促進する。

なお、離島へき地の地域課題や生活課題を解決するため、家庭教育学級、高齢者学級等の諸教育活動の開設を奨励し、社会教育の向上と指導者の養成を図る。

また、離島住民の保健の向上と体力づくりを推進するため、指導

者の養成、スポーツ組織の育成強化を図るとともに、体育館、運動場等の社会体育施設の整備を進める。

さらに、離島におけるコミュニティ活動の中核施設である離島振興総合センター等については、離島の実状に応じて引き続き整備を促進し地域の活性化を図る。

なお、昭和62年に開催される海邦国体に向けて、離島市町村の国体関連施設の整備を促進するとともに、海邦国体県民運動の推進体制の強化に努める。

(3) 芸術文化

芸術文化の振興を図るため、離島においても県民劇場、県民コンサート等を開催し、芸術文化に接する機会をつくるとともに、文化団体の育成と地域に古くから受け継がれた豊年祭、ハーリー、綱引き、エイサー、村芝居等多彩な伝統的行祭事と併せて民謡、民話の保存と継承発展に努める。

また、文化財は県民共有の文化的遺産であり、その保護・継承を促進するため、文化財の保存と復元整備に努めるとともに、無形文化財等の伝承者養成を図る。

さらに、文化財の保護について、地域住民の理解とコンセンサスを得るため、文化財の保護思想の高揚に努める。

3 社会福祉

地域に根ざした福祉社会の実現を目指して、社会福祉推進体制の強化を図り、対象者のニーズに応じた在宅福祉サービスの充実強化および社会福祉施設の整備を推進するとともに、民間福祉活動を促進する。

特に、高齢化の進展が著しい離島においては、老人福祉施設の整備をはじめ在宅福祉対策の拡充、高齢者の生きがい対策等きめこまかに

施策を実施する。

(1) 老人福祉

高齢化の進展と併せて核家族化や扶養意識の変化がみられるため、高齢者の生きがい対策や在宅福祉等の高齢化社会に対応した老人福祉対策を積極的に推進する。

そのため、島の実状に応じた各種老人福祉施設の整備を図る。また、地域の老人クラブの育成強化を図るとともに、経験と能力を生かした社会参加を促進し老人の生きがい対策を進める。さらに、自立性、社会性などが失なわれないよう、ねたきり老人、一人暮らし老人等のニーズに応じたホームヘルパー等在宅福祉サービスの拡充強化に努める。

(2) 児童・母子福祉

児童福祉については、地域住民および関係機関団体が一体となつた健全育成組織の強化に努めるとともに、児童館、児童遊園等児童厚生施設を整備する。また、各離島の保育需要に対応して保育所の整備を図る。

母子福祉については、母子家庭、寡婦のための相談指導体制を強化するとともに、母子、寡婦福祉資金貸付事業等の拡充に努め、経済的自立を促進する。

(3) 心身障害者（児）の福祉

身体障害者授産施設の整備を進めるとともに、心身障害者（児）のための巡回療育相談を実施するなど相談指導体制を強化する。また、心身障害者（児）のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、その自立と社会参加を促進する。

特に、昭和62年に開催される第23回全国身体障害者スポーツ大会

に向けて、身体障害者スポーツの普及、手話ボランティア等の養成確保など諸準備を進める。

(4) 生活福祉

生活保護世帯については、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、適切な就労指導や啓蒙活動と援護指導の強化を図るとともに、低所得世帯に対しては世帯更生資金貸付事業を拡充する。

また、消費者保護については、消費生活相談員の拡充、商品の価格、品質等の監視体制を強化して生活情報を提供するとともに、苦情処理窓口の強化を図る。

4 水道

離島における水需要は、近年の産業の進展、観光客の増加、生活水準の向上等に伴って年々増加の傾向にある。そのため、水道の既存施設の拡張、改良等を行うとともに小規模水道の統合を進め水道事業の合理化や広域給水体制の確立を図る。

水資源の乏しい離島へは、海底送水管を敷設し生活用水の確保を図ってきたが、一部離島には水道施設がないところや、簡易水道は設置されているが水資源に乏しい島がみられる。

したがって、このような離島に対しては、海水の淡水化等により水の安定確保を図り水道の普及に努める。

5 電気

電気の供給が困難な離島に対し、これまで海底送電により供給を図ってきたが、人口が少ない離島の中には、今なお集落営の共同自家発電による時間給電を余儀なくされている島がある。離島における住民の生活向上と産業の振興を図るため、引き続き離島電化補助事業を推進するとともに、島の実状に応じて24時間給電体制の実現に努める。

また、離島の有利な自然条件を活用した太陽エネルギー、海洋エネルギー等ローカルエネルギーの開発・利用についても検討する。

6 環境衛生

(1) 下水道

離島における下水道は、市街地の雨水排除と浸水被害解消を目的とする都市下水路を除いては未整備の状況にあり、事業所や家庭からの雑排水等が未処理のまま流出するため、生活環境の悪化、河川や海域等の公共用水域の水質汚濁が懸念される。

そのため、地域の実状に即して公共下水道の整備を行い、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に努める。

(2) 廃棄物処理施設

離島の廃棄物（し尿、ごみ）は、産業の発展、生活水準の向上、観光客の増加等により、年々増加の傾向にある。しかしながら、廃棄物処理施設の整備水準は非離島に比べて低位にある。また、離島における廃棄物処理については、し尿は農地還元および自家処理が主であり、ごみは生ごみのまま山間等を利用して埋立処分している状況である。

そのため、適正な廃棄物処理施設、収集運搬体制の整備を促進し、地域の実状に応じた廃棄物処理体制の確立を図る。

また、産業廃棄物については、市町村における一般廃棄物との併せ処理を指導するとともに排出者の適切な自己処理をすすめる。

(3) 火葬場

火葬場については、地域の実状に応じて整備を促進する。

7 消防・防災

離島における消防体制については、これまで社会生活環境の変化に

対応して消防資機材、消防水利等の諸施設の整備をはじめ、消防職団員の確保に努め、消防力の充実を図ってきたが、その整備水準はまだ低い状況にある。

そのため、今後も引き続き地域の実状に応じた消防施設等の整備充実を図るとともに、住民の連帶意識に基づく自主防災組織を強化し、防災意識の啓発・向上、火災予防活動の強化に努める。

8 公園・緑地

離島においては、近年、住民のスポーツ活動およびレクリエーションのニーズが高まりつつあるが、そのための施設整備は十分でない。

住民の快適な生活と健康の維持増進のため、地域に即した住区基幹公園や都市基幹公園等の整備を図るとともに、都市計画区域外においてもカントリーパークの整備を計画していく。さらに、農村公園、漁村広場等の整備を積極的に進めるとともに、緑地の確保と保全に努める。

9 公営住宅

近年、離島においても核家族化の進展等に伴う住宅需要の増加が見込まれる。そのため、引き続き公営住宅および公庫融資住宅の建設を促進する。

第5節 自然環境と国土の保全

1 自然環境の保全

(1) 自然環境の保全および鳥獣保護

自然環境の保全については、土地利用との調和に配意しつつ指定候補地の現況、特質等学術調査を行うとともに、関係機関および地域住民のコンセンサスを得て自然環境保全地域の指定拡大に努める。

また、野生鳥獣の保護を強化するため、さらに鳥獣保護区の設定、必要に応じ巣箱、給じ施設等保護繁殖施設の整備を進めるとともに、鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。

(2) 自然公園の保護管理

西表国立公園、沖縄海岸国定公園（慶良間諸島区域）および久米島県立自然公園を保護するとともに、国民の保健休養および教化に資するため利用施設を計画的に整備する。

さらに、海中公園地区およびその周辺海域の海中景観を構成する造礁サンゴを保全するため、オニヒトデ駆除に努める。また、優れた景勝地については、土地利用との調和に配意しつつ、自然公園区域の拡大を図る。

2 国土の保全

離島は、地理的条件から台風や自然災害の被害を受けやすい立地にある。このため、河川改修、多目的ダム建設、砂防、急傾斜地崩壊対策等の治水・治山事業を進めるとともに、堤防、消波工、離岸堤等の海岸保全施設の整備を図る。

第4章 圏域別振興方策

1 北部圏域

北部圏域には、伊平屋島、野甫島、伊是名島、具志川島、屋那霸島、屋ノ下島、伊江島、水納島、瀬底島、古宇利島の10島の指定離島があり、うち有人島7島、無人島3島で、面積が66.92平方キロメートル、人口が10,064人（昭和55年国調）となっている。

この圏域の離島は、いずれも沖縄本島に比較的近く、医療、文化、物流等の本島への依存度は高い。そのため、名護市を北部の中心都市として保健・医療、交通・通信、教育・文化、生活環境施設等を引き続き整備し、都市機能の強化を図り、広域サービスが提供できる体制を強化する。

本圏域の主要な産業は農水産業および観光産業である。そのため、農業については伊平屋島の農地開発事業や屋ノ下島（伊是名村）の干拓事業による農地の確保を進めるとともに、各島に即した土地改良等の生産基盤整備を始め農業用水の確保を図り、さとうきびを中心として野菜、花きおよび畜産を振興するとともに葉たばこ、水稻についても生産性の向上、品質の改善を図る。

水産業については、漁業生産基盤を整備し魚介類を初め、モズク、ヒトエグサなどの生産拡大を図り、本島および本土への供給地域として振興する。

島内における基幹道路や港湾を整備し、本部港および運天港を結節点とした交通体系の整備を図り、周辺離島と中心都市を有機的に連結させる。また、離島架橋を検討する。さらに伊江島空港の再開を促進するとともに伊平屋島、伊是名島に空港の設置を促進し、那覇への所要時間を短縮することにより、地域住民の生活便益、生産活動の高度

化・広域化を図る。

また、本圏域は文化財および自然の景勝地に恵まれており、受け入れ施設等を整備し、観光客の誘致に努める。

一方、各島の実状に即した生活環境施設等を総合的に整備し、住みよい環境づくりに努める。特に、保健・医療については、診療所や保健婦駐在所の整備をはじめ、中核病院である県立名護病院と各離島診療所との連携を強化し、医療情報システムの活用を図る。

さらに、教育施設、公民館、水道等の整備とともに、各離島の実状に即した社会福祉の充実・強化に努める。また、増加する住宅需要に対処するため、公営住宅の建設を促進する。

北部圏域の指定離島

市町村名	島 名	面積(km ²)	人口(人)	有無
伊平屋村	伊平屋島	20.99	1,414	有
〃	野甫島	1.10	87	有
伊是名村	伊是名島	13.84	2,144	有
〃	具志川島	0.50	—	無
〃	屋那霸島	0.78	—	無
〃	屋ノ下島	0.21	—	無
伊江村	伊江島	22.55	5,039	有
本部町	水納島	0.54	66	有
〃	瀬底島	3.46	937	有
今帰仁村	古宇利島	2.95	377	有
合 計	10 島	66.92	10,064	有 7 無 3

注意：面積は沖縄県企画開発部資料

人口は昭和55年国勢調査

北部圏域の主要事業等

- 農業基盤整備事業の推進
- 肉用牛の生産振興
- 農道の整備
- 漁港の整備
- 水産加工処理施設の整備
- 海洋レクリエーション地域の形成
- 空港の建設
- 空港の再開と定期便就航の早期実現
- 港湾、港湾施設、旅客待合所の整備
- 定期船の建造（大型化）
- 道路の整備
- 架橋の検討
- 診療所の整備
- 老人福祉施設の整備促進
- 簡易水道施設の整備
- ごみ処理施設の整備
- ヘリポート建設の促進

2 中・南部圏域

中・南部圏域には、浜比嘉島、津堅島、久高島、粟国島、渡名喜島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、嘉比島、安慶名敷島、外地島、安室島、屋嘉比島、久場島、渡嘉敷島、前島、黒島、儀志布島、離島、久米島、奥武島、オーハ島、硫黄鳥島、北大東島、南大東島の25島の指定離島があり、うち有人島14島、無人島11島で面積が153.99平方キロメートル、人口が17,527人（昭和55年国調）となっている。

この圏域の離島は、交通利便性や産業の面においても多様な形態をもっているが、産業をはじめ教育、医療等は、本島中・南部都市に依存する点で共通している。

本圏域の主要な産業は、農業、水産業、観光であるが、地理的・自然的条件や産業形態が異なることから、各島に即した産業の振興に努める。

そのため、浜比嘉島、津堅島については、施設型農業による野菜、花き栽培を振興する。一方、久米島は、恵まれた農業条件にあるため、さとうきびを中心としてピーマン、ニガウリ、熱帯果樹等および養蚕を振興し産地形成を図る。なお、久高島、渡名喜島、座間味島については、早急に農業基盤整備事業を導入し農業の振興を図る。さらに、粟国島の農業振興を図るため、地籍調査事業を推進する。

また、南大東島、北大東島はさとうきびの振興と併せて肉用牛を振興し、地力の増強を図る。さらに、島内における野菜等の生産向上を図り自給率の向上に努める。

津堅島、浜比嘉島、久高島、渡名喜島、座間味島、阿嘉島、渡嘉敷島、粟国島および久米島については、生産基盤を整備し、沖縄本島および本土への生鮮魚介類の供給地域として振興を図る。

慶良間諸島および久米島については、海洋性の自然景観に恵まれていることから、これらの自然環境の保全に配意し、海洋レクリエーション地域として整備を進める。

また、那覇市を核とした各島間の交通ネットワークを形成し、島づたい観光ルートの開発を促進する。

本島中・南部都市圏との有機的な関連を強めるため、港湾施設の整備と併せて、船舶の大型化、高速化による効率的な輸送体制を確立する。航空需要の増大や航空機の安全運航を確保するため、久米島、南大東島、北大東島の既存空港の拡張整備をはじめ機材の大型化を促進する。さらに、島内の基幹的な道路を整備し地域住民の生活便益、生産活動の効率化を図る。

また、渡嘉敷島については、非公共空港の建設を促進する。

離島間の架橋について検討を進める。

一方、各島の実状に即した生活環境施設等を総合的に整備し、住みよい環境づくりに努める。特に、中核病院である県立中部病院および県立那覇病院と各離島診療所との連携を強化し、医療情報システムの活用を図る。また、県立診療所や保健婦駐在所の施設整備をはじめ、南大東島、北大東島における村立歯科診療所の設置を促進する。

無医地区等については、巡回診療を実施し、地域住民の医療の確保に努める。

増大する水需要に対処するため、座間味島に多目的ダムの建設を推進するとともに、水資源の乏しい渡名喜島、粟国島には海水淡水化施設等を設置して水道を整備する。

学校教育施設の整備充実を図るとともに、地域のコミュニティ活動および産業活動に資するため、離島振興総合センター等の施設を整備

促進する。一方、地域の実状に即した社会福祉の充実・強化に努める。

また、増加する住宅需要に対処するため、公営住宅の建設を促進する。

中・南部圏域の指定離島

市町村名	島 名	面積(km ²)	人口(人)	有 人 無 人 の 别
勝連町	浜比嘉島	1.95	548	有
〃	津堅島	1.88	868	有
知念村	久高島	1.39	340	有
粟国村	粟国島	7.90	1,086	有
渡名喜村	渡名喜島	3.53	609	有
座間味村	座間味島	6.71	489	有
〃	阿嘉島	3.96	221	有
〃	慶留間島	1.22	51	有
〃	嘉比島	0.12	—	無
〃	安慶名敷島	0.14	—	無
〃	外地島	0.80	—	無
〃	安室島	0.74	—	無
〃	屋嘉比島	1.31	—	無
〃	久場島	1.62	—	無
渡嘉敷村	渡嘉敷島	15.64	830	有
〃	前島	1.51	—	無
〃	黒島	0.27	—	無
〃	儀志布島	0.48	—	無
〃	離島	0.12	—	無
具志川村 仲里村	久米島	55.69	10,164	有
仲里村	奥武島	0.63	12	有
〃	オーハ島	0.38	11	有
具志川村	硫黄鳥島	2.55	—	無
北大東村	北大東島	12.71	658	有
南大東村	南大東島	30.74	1,640	有
合 計	25島	153.99	17,527	有 14 無 11

注意：面積は沖縄県企画開発部資料

人口は昭和55年国勢調査

中・南部圏域の主要事業等

- 農業基盤整備事業の推進
- 農道の整備
- 漁港の整備
- 観光関連施設の整備
- 伝統工芸の振興
- 非公共空港の建設促進
- 空港の拡張整備
- 港湾施設の整備
- 離岸堤等の整備
- 護岸の整備
- 道路の整備
- 架橋の検討
- 多目的ダムの建設
- 民俗資料館、図書館の整備
- 老人福祉施設の整備促進
- 小規模離島振興総合センターの設置
- 海水およびかん水淡水化等による簡易水道事業の促進
- ごみ処理施設の整備
- 地籍調査事業の推進
- 濃縮海水の再利用の検討
- リン鉱石、泥炭の利用の検討

3 宮古圏域

宮古圏域には、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島の8島の指定離島があり、すべて有人島からなっている。また、面積は226.93平方キロメートルで人口は60,464人（昭和55年国調）となっている。

この圏域は、医療、教育、文化、物流等の面で平良市への依存度は高い。そのため、平良市を本圏域の中心として総合的に整備し、都市機能の強化を図り、広域サービスが提供できる体制を強化する。

本圏域の産業は、農業、水産業、観光、織物が中心となっている。

農業については、機械化に対応した土地基盤整備と併せて農業用水の確保とかんがい排水施設の整備を促進する。さらに、さとうきび作を中心として、各島の特性に即した野菜、花き、熱帯果樹、養蚕等の振興および葉たばこの生産性の向上、品質の改善を図るとともに、宮古島、来間島、伊良部島、多良間島、水納島においては、草資源の高度利用による肉用牛の産地形成を図り、農業経営の安定的発展に努める。

一方、本圏域は森林が乏しく地形的に自然災害を受けやすいため、農地防災林、保安林を整備する。

水産業については、漁港をはじめ関連施設等を整備し、漁船漁業、増養殖漁業および内水面養殖業の振興を図るとともに圏域内外への安定的な供給体制の整備に努めるとともに、南方基地かつお漁業の安定的操業を促進する。

観光については、広域的な観光レクリエーション地域として、各島間の交通網の整備を図り、周遊観光ルートの確立、および観光施設の整備拡充、観光情報ネットワークの形成を進めるほか、環境緑化や観光客のニーズに対応したイベントの開催など観光サービスの機能強化

を図り、新たな観光開発を推進する。

織物については、伝統工芸品である宮古上布を振興するための諸施策を推進する。また、宮古島、多良間島を中心に養蚕の産地形成化を促進する。

本圏域の交通および物流の拠点として平良港の整備と宮古空港の機能強化を図る一方、周辺離島および那覇・本土との交通網を有機的に連結させ、輸送手段の大型化、高速化による輸送体制の確立を図る。また、島内の一一周道路や基幹的な道路および港湾を整備し、生活便益や生産活動の効率化を図る。特に、多良間空港の滑走路の拡張整備と機材の大型化を図るとともに、宮古・東京間直行便の早期就航を促進する。

さらに、池間架橋、来間島の海中道路建設事業を推進し、宮古島との一体化を図るとともに、離島架橋について検討する。

下地島空港残地については、早期に利用計画を策定する。

一方、各島の実状に即した生活環境施設等を総合的に整備し、住みよい環境づくりに努める。

そのため、保健・医療については、中核病院である県立宮古病院の充実と機能強化を図るとともに、各離島診療所との連携を強化し医療情報システムの活用を図る。また、宮古救急医療センターや診療所等の施設整備をするとともに、無医地区等に対しては、巡回診療を実施し、医療の確保に努める。

環境衛生については、平良市における公共下水道および都市下水路の整備を促進する。また、水資源の確保を図るため、地下水調査を実施するとともに、特に多良間島については、かん水淡水化等による飲料水の確保に努める。

自家発電にたよっている水納島に対しては、海底送電事業による給電体制の実現に努める。

学校教育施設の整備充実を図るとともに、地域住民のコミュニティ活動や産業活動に資する離島振興総合センター等の施設整備をはじめ、各島の実状に即した社会福祉の充実・強化に努める。また、増加する住宅需要に対処するため、公営住宅の建設を促進する。

宮古圏域の指定離島

市町村名	島 名	面積(km ²)	人口(人)	有人 無人 の別
平良市	宮吉島	158.37	48,145	④
城辺町				
下地町				
上野村				
平良市	池間島	2.77	1,193	④
々	大神島	0.27	82	④
下地町	来間島	2.83	224	④
伊良部町	伊良部島	30.48	9,153	④
々	下地島	9.65		④
多良間村	多良間島	19.98	1,651	④
々	水納島	2.58	16	④
合 計	8 島	226.93	60,464	④ 8 無 —

注意：面積は沖縄県企画開発部資料

人口は昭和55年国勢調査

宮古圏域の主要事業等

- 農業基盤整備事業の推進
- 草地開発事業の推進
- 農道の整備
- 漁港および漁港関連施設の整備
- 公有水面干拓事業の推進
- 沿岸漁場の整備
- 南方基地かつお漁業の安定操業の促進
- 海中道路建設事業の早期実現
- 観光関連施設の整備
- 伝統工芸の振興
- 商業近代化事業の推進
- 空港の拡張整備と機材の大型化
- 港湾および関連施設の整備
- 道路の整備
- 架橋の建設・検討
- 歴史民俗資料館の建設
- スポーツ・レクリエーション施設の整備
- 水泳プール、柔剣道場の整備
- 老人福祉施設の整備促進
- 小規模離島振興総合センターの設置
- かん水淡水化による簡易水道事業の促進
- 海底送水施設の検討
- 海底送電事業の促進
- 下水道、街路、土地区画整理等都市計画事業の促進
- 下地島空港残地利用計画の早期策定

4 八重山圏域

八重山圏域には、石垣島、小島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地）、新城島（下地）、波照間島、内離島、嘉弥真島、外離島、与那国島の15島の指定離島があり、うち有人島12島、無人島3島で面積は578.62平方キロメートル、人口が44,314人（昭和55年国調）となっている。

この圏域は、医療、教育を始め産業活動の面において石垣市への依存度は高い。そのため、石垣市を本圏域の中心都市として総合的に整備し、都市機能の強化を図り広域サービスが提供できる体制を強化する。

本圏域の主要な産業は、農業、水産業、観光、織物である。そのため、各島に即した産業の振興に努める。

農業については、農業用水の確保、かんがい排水施設等土地基盤の整備を進め、土地条件に即した機械化を推進し、適地適作による産地形成を促進する。そのため、石垣島、西表島においては、さとうきび、パインアップルを中心にして、畜産、水稻、野菜、果樹等亜熱帯の特性を生かした農業を振興する。

また、小浜島はさとうきび、肉用牛、水稻、波照間島はさとうきび、肉用牛、野菜、竹富島は養蚕、肉用牛、黒島および新城島は肉用牛の産地形成を図る。鳩間島は肉用牛及び野菜の振興を図る。与那国島はさとうきび、肉用牛、水稻、養蚕の生産地としての産地形成を図る。

さらに、他の島については、各島の特性に即した作目を選定し、特色ある農業の振興を図る。当圏域は特に肉用牛の特産地として形成されることから流通体系の整備を促進する。

水産業については、漁港をはじめ関連施設等を整備し、漁船漁業、

増養殖漁業および内水面養殖業の振興を図るとともに、圏域内外への安定的な供給体制の整備に努める。また石垣島の沿岸かつお・まぐろ漁業の振興を図る。

林業については、本圏域の恵まれた森林資源を生かし、森林の多目的機能の強化を図る一方、特用林産物の生産振興を図る。

観光については、恵まれた観光資源を生かした観光振興を図るため、各島間の交通網の整備を強化し、周遊観光ルートの確立、観光施設の整備拡充、観光情報ネットワークの形成を図るとともに、観光客のニーズに対応した観光イベントの開催など観光サービスの機能強化に努める。

織物については、伝統工芸品である八重山土布、ミンサー、与那国織物を振興するための諸施策を推進する。

本圏域の交通および物流の拠点として、石垣港の整備と併せて新石垣空港の建設を促進し、周辺離島および那覇・本土との交通網を有機的に連結させ、輸送手段の大型化、高速化による輸送体制の確立を図る。さらに、島内の一周道路や基幹的な道路および港湾を整備し、生活便益や生産活動の効率化を図る。

また、航空需要に対処するため、与那国空港の滑走路の拡張整備と機材の大型化を促進する。さらに、離島架橋について検討するとともに、西表島の空港建設については、西表島の総合計画を勘案しながら検討する。

現在、石垣市に設置されている竹富町役場については域内移転のための条件整備に努める。

各島の実状に即した生活環境施設等を総合的に整備し、住みよい環境づくりに努める。

そのため、保健・医療については、本圏域の中核病院である県立八重山病院の充実と機能強化を図るとともに離島診療所との連携を強化し、医療情報システムの活用を図る。また、保健婦駐在所の整備とあわせて無医地区等に対しては、巡回診療を実施し医療の確保に努める。

環境衛生については、石垣島における公共下水道および都市下水路の整備に努める。また、水資源の確保を図るために、地下水調査を実施するとともに、特に波照間島については、海水淡水化等による飲料水の確保に努める。

新城島に対する海底送電事業を実現し、住民生活の向上および産業の振興を図る。

学校教育施設等の整備充実を図るとともに、各島の実状に即した社会福祉の充実・強化に努める。また、増加する住宅需要に対処するため、公営住宅の建設を促進する。

八重山圏域の指定離島

市町村名	島 名	面積(km ²)	人口(人)	有人 無人 } の別
石垣市	石垣島	221.09	38,819	有
々	小島	0.37	—	無
竹富町	竹富島	5.41	356	有
々	西表島	284.44	1,533	有
々	鳩間島	1.01	36	有
々	由布島	0.12	9	有
々	小浜島	8.14	456	有
々	黒島	9.83	215	有
々	新城島(上地)	1.96	9	有
々	新城島(下地)	1.55		有
々	波照間島	12.46	760	有
々	内離島	2.16	2	有
々	嘉弥真島	0.39	—	無
々	外離島	1.37	—	無
与那国町	与那国島	28.52	2,119	有
合 計	15島	578.62	44,314	有 12 無 3

注意：面積は沖縄県企画開発部資料
 人口は昭和55年国勢調査

八重山圏域の主要事業等

- 農業基盤整備事業の推進
- 畜産基地建設事業の推進
- 漁港および漁港関連施設の整備
- 沿岸漁場の整備
- 観光関連施設の整備
- 伝統工芸の振興
- 新石垣空港の建設促進
- 空港の整備・検討
- 石垣・本土間の農業生産物の輸送体制の確立
- 港湾および関連施設の整備
- 道路の整備
- 於茂登トンネルの建設促進
- 架橋の検討
- 多目的ダム建設の促進
- 老人福祉施設の整備促進
- 小規模離島振興総合センターの設置
- 農村集落センターの設置
- 簡易水道事業の統合
- 海水淡水化による簡易水道事業の促進
- 海底送電事業の促進
- ごみ処理施設の整備
- 集落景観の保存
- 海底温泉利用の検討
- 下水道、街路、土地区画整理等都市計画事業の促進
- 運動公園の整備

む　す　び

この計画は、これまでの沖縄県離島振興計画の総点検結果をふまえ、これから時代の流れを展望し、今後の離島振興のあり方について、その基本方向を明らかにするとともに、諸施策の方針を示したものである。

この計画を推進するに当たっては、計画期間中における離島を取り巻く諸情勢の変化も予想されるので、計画の基本方向を堅持しつつ、適切かつ弾力的に対応する必要がある。

また、この計画の目標達成のためには、国・県・市町村が各々の分野に応じて努力することは勿論、特に地域住民の振興意欲、創意と自助努力が不可欠である。